

午前10時00分 開会

議長（永井 正君） 平成17年第1回別府市議会臨時会は、成立いたしました。

ただいまから、開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、説明のため市長ほか関係者の出席を求めましたので、御了承願います。

開議に先立ち、去る11月2日、教育長に就任されました郷司義明君より、あいさつをいたしたい旨の申し出がありましたので、発言を許します。

教育長（郷司義明君） 大変貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

今、永井議長様より御紹介にあずかりました、郷司義明と申します。

去る9月の市議会本会議におきまして、私の教育委員選任に御同意していただきましたことにつきまして、深く感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

11月2日、山田教育長の後任といたしまして教育長に就任し、職務の執行に当たっているところでございます。もとより微力ではございますが、心豊かでたくましい別府っ子の育成に向けて誠心誠意努力していく所存でございますので、議員の皆様方の、山田教育長同様温かい御支援と御指導を賜りますよう切にお願いいたしまして、簡単ではございますが、ごあいさつといたします。どうぞ、よろしくをお願いいたします。（拍手）

議長（永井 正君） これより、会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第1号により行います。

日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により議長において指名いたします。

4番 国 実 久 夫 君

7番 猿 渡 久 子 君

26番 原 克 実 君

以上3名の方々をお願いいたします。

次に、日程第2により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、お手元に配付いたしております会期日程のとおり、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3により、議第109号平成17年度別府市一般会計補正予算（第6号）から、議第111号市長専決処分についてまで、以上3件を一括上程議題といたします。提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

市長（浜田 博君） 平成17年の第1回市議会臨時会の開会に当たりまして、去る11月8日に招集・告示をいたしました付議事件のうち、権利の放棄についての付議を取り消したことについて、その経過の御報告を申し上げ、あわせて今回提出した諸議案の概要について御説明を申し上げます。

去る11月9日に株式会社別府扇山ゴルフ場の臨時取締役会が開催をされ、11月18日に開催が予定されている臨時株主総会に提案する議案のうち、特定第三者割り当てによる増資の特別決議の議案が削除されることとなり、このことについて株式会社別府扇山ゴルフ場から報告を受けました。これにより、平成17年第1回市議会臨時会に提出を予定していた権利の放棄についての付議を取り消すに至りました。つきましては、急な変更のため、議員各位に御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

続きまして、ただいま上程されました議第109号から議第111号までの3件の各議案について、その概要を御説明いたします。

初めに、議第109号の平成17年度別府市一般会計補正予算（第6号）であります。松くい虫の被害拡大を防ぐための措置として、株式会社別府扇山ゴルフ場に対し処理費用貸付金3,000万円を計上しております。

次に、議第110号及び議第111号の市長専決処分については、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、これを議会に報告し、その承認を求めるものであります。

以上、議案についてその概要を御説明いたしましたが、何とぞ御審議の上よろしくお願いを申し上げます。

議長（永井 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑のある方は、発言要求ボタンを押し、挙手を願います。順次発言を許可いたします。

25番（岩男三男君） 最初に、市長専決処分についてお伺いをいたします。

この中で特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正をするという条例が提案されておりますが、これは三役の給与を1割カットということですが、なぜこの給与を1割カットしなければならないのか、ちょっと理解できないのです。過去において、平成5年から平成13年までに給与のカットが行われておりますが、これらの状況、何年にどういう事態で給与のカットが行われたのか、それをまず説明してもらおうとあわせて、なぜこの時期に給与をカットしたのか、その点をお伺いします。

職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

過去の三役の給与のカットについてでございますが、まず、平成5年には事務処理の不適正な処理があったということで三役の10%カットをしております。また、平成6年には職員の不祥事に伴います減額10%カットでございます。また、同年には事務の不適正処理、こういう部分で10%カットをいたしております。また、平成11年にこれは裁判等によります部分でございます、これにより10%カット。また、平成13年には職員の不祥事による10%カット。いずれも過去5回につきましては、三役の10%カットが行われているという現状でございます。

今回の三役の給与の減額ということでございますが、これにつきましては、去る9月議会の最終日に扇山ゴルフ場に対する予算案の減額修正等が行われました。これにより、この状況を厳しく受けとめるということで三役より、市長を含め助役、収入役より給与の減額の申し出がございました。事務当局としまして、過去の事例とは若干内容は異なりますが、その三役の意向を受けとめまして、今回9月分の給与10分の1削減をさせていただいたというところでございます。

収入役（林 慎一君） 今回の給与の減額につきましては、先ほど課長から説明したとおりでございますけれども、特に今回の給料の減額については、提案させていただきました議案が、私どもの説明不足のために、全会一致ということで減額修正をされました。その結果を真摯に受けとめた中で三役で協議を行い、措置を行ったわけでございますけれども、今後このようなことのないように、議案の提案につきましては十分なる説明に心がけてまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解のほどをよろしくお願いたします。

（発言する者あり）

25番（岩男三男君） ちょっと趣旨が違うと思うのです。私どもが過去においてこれを認めてきましたのは、職員の不祥事とか三役を含め皆さん方の執行部の怠慢の部分があったから給与を減額という責任をとったわけですが、今回、市長の談話等を見ると、「けじめをつける意味も」ということですが、だれに向かってけじめをつけたのです

か、これは。どういう意味なのか、そのところが、議会在この修正可決をしたことを、議会はよくやってくれたと市民の方々は高く評価をさせていただいております。いろんなところに行って話しても、「何ということをしたのか」と言う人はひとりもおりません。しかしながら、だからといって市長に「この責任をとれ」という声も一言も上がってきません。むしろ市がゴルフ場に対して51%の株を持っているから、市が貸し付けを単独で判断できないから議会在これを提案して、議会在から修正可決したこと、これで一つのけじめはついていると思うのです。それを、この「けじめをつける」というのは、議会对してですか、市民に対してですか。どこに対してけじめをつけるためにこうした減額をするのですか。そのところを、明確に答弁してください。

収入役（林 慎一君） お答えをいたします。

やはり議会在議案を提出する以上は、我々としては皆さん方に御理解をいただくための説明というものが大切だろうと我々は考えております。今回、全会一致で減額修正となったことは、真摯にやっぱり受けとめざるを得ないというふうな考え方の中で、今回みずから減額を申し出たわけでございます。

25番（岩男三男君） ちょっとその答弁、納得できないのですよ。減額が必ずしも悪いということではないのだけれども、なぜこの時期に。あなた方は、これで責任をとった、そしてけじめがついたと考えるのですか。私は、むしろこれが一つの前例になって、これからまた質問を続けますけれども、このときに議会在からも「何らかの責任をとった方がいいよ」とか、一言の発言もなかったと思うのですね。

助役、市長、このことについてあなた方はどういう思いですか。収入役の答弁だけではなくて、お二人にも答弁を求めます。

助役（大塚利男君） お答えいたします。

今回、全会一致で扇山の支援策について否決されたということのを重く受けとめたわけでございますが、これの前段として、11年の12月議会在だったと思いますが、ピーコンの和解金650万円をお支払いしたときも、これにつきましても大変議会在の皆様方に御心配や御迷惑をおかけした、そういった点を踏まえて減額をさせていただきましたので、今回についても議会在の皆様方に対し私どもが十分な説明ができなかった、こういった反省を踏まえて（発言する者あり）減額をさせていただきましたので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

市長（浜田 博君） お答えいたします。

助役、収入役がお答えしたとおりでございますが、私自身も提案する以上はしっかりと説明不足を反省しなくてはいけないという部分があります。全会一致で修正をさせていただいたということは、その思いの中には別府市のことを思い、市長、私自身のことも考えていただいた大変な配慮であったと私は受けとめております。しかしながら、提案する私の立場としては、説明不足で皆さん方に御理解をいただけなかった部分、そういう部分はしっかりと反省をして十分にけじめをつけたつもりでございます。そういう意味で自分で反省をして、これからは提案については皆さん方議会在をしっかり重視をしながら、議会在を尊重していくという立場の中でとった措置であるということで、自分で処分をしたというよりも、けじめをつけさせていただいたという思いでぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

25番（岩男三男君） ますます理解できなくなるのですけれども、その「説明不足」、
「議会在の全会一致」。全会一致であるけれども、一部の方々は退席しているわけですよ。これ以上は、あなた方の思いでしょうけれども、「全会一致で否決された」、「説明不足があったから否決された」。ここがちょっとおかしい。修正可決をしたわけですけれども、あなた方が、当然議会在に提案をするときにどこからどのように指摘されようと、これが市民のために最もいい提案であるということのを提案してくるのが当然のことですよ。こうし

たことが今後一つの前例になるということ、あなた方は肝に銘じておいてほしい。いいでしょうか。

さて――この件はこれぐらいにして……、後ほどもう一回触れるかも知りませんが――こうした中で去る9月の議会で一般質問でも行いましたけれども、扇山ゴルフ場の松くい虫の件。私が当時、「100本、200本という想像以上ですよ」ということで、助役は「400本か500本」という答弁を、「ゴルフ場から報告を受けています」、このように答弁がありましたけれども、その後の調査でさらにふえた。そして今回、またそれ以上にふえたということで、3,000万円の貸付金を今議会で提案してきたわけですが、この3,000万円は松くい虫何本を処理するための金額なのか。また、金利に対してはどのように、貸付金ですから、無利子で貸し付けるのか、金利をとって貸し付けるのか、そこを答弁してください。

農林水産課長（梅木 武君） お答えいたします。

この3,000万円は松の処理にして何本かということですが、当初が2,863本で、幹材積が852.61立米でしたが、去る11月上旬の調査で609本、幹材積で232.47立米、トータルしますと、3,472本、幹材積が1,085.08立米となっております。

財産活用課長（藤原洋行君） お答えいたします。

今回の貸付金につきましては、有利子で実施したいと思っております。

25番（岩男三男君） もう少し丁寧に答弁してくださいよ。有利子であれば、利子はどれだけ考えているのか。そしてまた、今回の調査でまたさらに609本ふえて3,472本。昨年処分した本数が250本という報告がなされております。そうすると、これ約3,500本としまして、あと250本足しますと3,750本。莫大な数ですね。もちろんこのことについては、ゴルフ場がどのようになると別府市の緑を守るために、これは市長、早期に処理しなければいけないですよということで、これを貸し付けて処理することについてはやぶさかではありませんけれども、これだけ多くの松くい虫が発生した原因と、それからまた、これから貸し付けをして処分する過程において、これはゴルフ場にお任せするのか、会社に任せるのか、あるいは51%出資している別府市として、この松くい虫の処分状況について実態の調査等、そこら辺のところをきちっとできるのかどうか、その点についてお伺いします。

財産活用課長（藤原洋行君） お答えいたします。

今回の松くい虫被害につきましては、別府市と株式会社扇山ゴルフ場との間に締結している土地賃貸借契約等を踏まえ、扇山ゴルフ場に対し早急に対策を講じるよう、別府市から本年の9月29日付で文書で要請をした経緯がございます。その後、扇山ゴルフ場で処理方法等を検討した結果として、駆除処理に伴う費用の支援要請がありました。市としては、この支援要請を受け、関係各課と協議いたしましたが、扇山ゴルフ場で駆除処理を実施する方が処理期間の短縮、処理期間中の監督等、また経費面でも安価になると判断いたしました。

以上の経緯を踏まえ、今回のことについては第一義的には扇山ゴルフ場の管理責任であると考え、扇山ゴルフ場が駆除処理を実施することとなったわけであり。また、駆除処理の方法につきましては、基本協定を結ばせていただきまして、貸し付ける際には利子、駆除処理完了後、別府市が確認した後に貸し付けるということを考えております。また、作業中につきましても、別府市が実地調査ができるような形をとらせていただいていると思っております。

25番（岩男三男君） 基本協定を結び、そして作業中も調査ができる体制をつくるということですが、ちょっともう一回振り返らせてもらいますけれども、これだけ多くの松

くい虫の被害が出たその原因について、行政としては、あなた方はどのようにこの原因については掌握をされているのですか。

総務部長（友永哲男君） お答えをいたします。

昨年被害木駆除処理が扇山の方でなされたわけですが、それが不十分であったというふうに私の方は思っております。

25番（岩男三男君） 余りにも簡単に答えてもらっても困るのですけれども、もちろん不十分だから出たわけですが、一番大きな原因、これは去る議会でも指摘しましたけれども、昨年の12月、朝日・大平山地区公民館の市長とのふれあい懇談会の席で扇山の自治会関係者の方から、「早期にこれを処分しないと大変なことになりますよ」、こういう指摘を受け、別府市のホームページにもこの松くい虫に関する質問があった。市としては早急な対策をとというような形で出ているけれども、これが余りにもあいまいであった。このときにきちっとした対応をしていれば、こういう3,000万円もの貴重な市民の税金を貸し付ける必要はなかった。この会合に当時扇山の市長は会長でもあって出席しながら、このときにきちっとした対応をしなかった。この言葉が適切かどうかわかりませんが、あなたの指導力、こころのところが大きな問題になってくると思うのですよ。

最初の冒頭の1割カット、給与の問題が出ましたけれども、市民から見れば、いわばこの貸付金を議会が修正可決したことに対しては、いわば市長はメンツをつぶされたというような思いしかないのではないですか。そうでなかったら「説明不足」とか、そういう言葉は出てこないと思うし、ましてや今回のこの3,000万円もの貸付金を行って、そしてこれをやろうとする。そこら辺に対して、むしろこのことの方が私は三役の給与減額、それはあなた方の勝手ですけれども、もっとこっちの方が重要な問題だと思いますよ。

さっきの利子の件について答弁がありましたかね、3,000万円の貸付金の、「有利子」と言うけれども、利子は幾ら考えているのか。そして、この問題に対して、この責任の所在に対してどのように考えているか、市長の見解をお伺いします。

財産活用課長（藤原洋行君） お答えいたします。

利子につきましては、現在協議中でございますが、0.1から0.5%を考えております。その間を考えております。

企画部長（亀山 勇君） お答えをさせていただきます。

ただいま議員御指摘の、昨年の12月21日に朝日・大平山地区公民館での「お出かけふれあいトーク・市長と語る会」の中で、住民の方からの要望・意見が出されました。その内容につきましては、今、議員さんが御質疑されたとおりでございます。その後の処理といたしましては、担当課といたしましては、企画部の広報広聴課が担当窓口になりますので、早速担当課を経由いたします中で扇山ゴルフ場の方に返事をもらいました。ゴルフ場の方といたしましては、「ゴルフ場の松につきましては会社の所有であるので、その枯れ松に関してはゴルフ場の方が対処をいたします。そして、すでにその時点、平成16年12月21日よりすでに枯れ松を約300本伐採し、現在その除去作業を継続しております。御心配をおかけしてまことに申しわけございません」という御返答がいただけましたので、御質問をいただきましたその住民の方に、広報広聴課を経由いたしまして御返答をさせていただいたところでございます。

25番（岩男三男君） 三役の答弁があるかと思ったのですけれども、これ以上深くは突っ込みませんが、やはりゴルフ場がそういうことになった。結果として約5,000本の松が、ほとんど残りが1,000本、5分の1残るか残らないかという、そういう状況まで持っていった。この責任は重大ですよ。今、地球温暖化等で「緑を大切に」という、こういうことが叫ばれております。このことについても後ほど触れますけれども、

そうした中で新聞報道によりますと、扇山周辺で民間に70本ぐらいの被害が見当たる、このような報道がありましたけれども、農林水産課においてそういう調査をしたのか、建設部でやっているのか、周辺に対してどのような影響を及ぼしているのか、その点をお伺いします。

農林水産課長（梅木 武君） お答えをいたします。

去る10月3日から12日にかけて、私ども農林水産課でその周辺部の被害状況を目視ですけれども、確認調査をいたしました。その結果、自衛隊の敷地ですけれども、それが20本から30本、それから日本道路公団所有の高速道路沿いの自生した、このぐらいの松ですけれども、それが30本程度、それとあとは横断道路沿いの小倉、竹の内のいわゆる民有地ですけれども、それが10本程度、このほか市有地といたしまして、扇山の南側の斜面が22本、北側の斜面が8本、そして桜の園で約10本、それから十文字のテレビ塔周辺で約70本を確認しております。（発言する者あり）

市有地といたしましては約70本、そして市有地以外、これは国有地とか入ります……

（発言する者あり）失礼しました。扇山南側が22本、北側斜面が8本、桜の園で10本、十文字原テレビ塔周辺の市有地で約30本で、市有地といたしましては約70本でございます。そして、それ以外につきましては、道路公団が約30本、それから自衛隊が20本から30本、それから横断道路沿いの小倉、竹の内の民有地ですけれども10本程度、民有地が約70本で、合計で約140本の被害を確認しております。

25番（岩男三男君） これは因果関係は難しいかと思えますけれども、4,000本近い松の木がゴルフ場で松くい虫の被害があったということは、こうした民有地も扇山が原因というこういう考え方、証明は難しくても、そうだと思うのです。

そこで、今発表があった民有地に対する市の対応ですね。この民有地の方々から相談があった場合に、これはもう事前に私は建設部長に、こうした問題はいつまでも放置しておく問題ではないので、議会の前に何らかの対応をしてほしいということに対して要望しておきまして、内部検討をしてほしいということをおきましたけれども、この民有地の相談があった場合、あるいはこうした松くい虫の駆除に対する、民間に対する、扇山ゴルフ場に貸し付けをするのですから、民間に対する補助制度とか何か方法は考えられないのですか。

建設部長（金澤 晋君） お答えいたします。

個人の方の庭等の民有地の被害木の処理についてでございますが、市といたしましては、こういう私有地についての処分につきましては法的な権限はありませんが、被害の相談等につきましては、公園緑地課及び農林水産課でいろいろな相談を受けて対応していきたいと考えているところでございます。

また、指導監督官庁であります県とも十分連絡・連携をとりながら対応していきたいとも考えているところでございます。

また、松くい虫の防除や駆除に対しまして補助制度を設ける方法は、考えはないのかというような御質問でございますが、これにつきましては補助金や貸し付け制度につきましては、現在のところそういった制度はございませんが、松も含めた緑全般を守り保護することにつきましては、大変重要なことだと認識しているところでございます。個人の方の樹木につきましては、所有者で管理していただくのが原則でございますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

25番（岩男三男君） 言葉は丁寧ですけれども、余り……。市民に対して何らかの対応をしようという答弁はみじんも感じられない。補助金にかわる何らかの方法を、例えば業者を紹介してあげるとか、あるいは小さく切れば別府市の焼却場で焼いてあげますよとか、そこら辺の内部協議をしてほしいと言ったのですよ。市長、こうした問題、ぜひ何ら

かの対応をしてほしい。

それから、あわせて、今後まだ伝染する、拡散とも言いますけれども、松くい虫が伝染して広がるおそれがあります。さきの報道等でも別府公園の松のこも巻き、これが新聞やテレビで報道されましたけれども、民有地にある松にもそうした対策をして――自分の家の松が枯れるだけではないのですよ――対策をしてほしい、そういう市報等を通じてでも何らかの対策を講じてほしいと思いますが、この件についていかがお考えでしょうか。

建設部長（金澤 晋君） お答えいたします。

市民の皆様への対応といたしましては、先ほど申しましたように公園緑地課と農林水産課でいろんな相談をお受けし対応していきたいと考えているところでございます。例えば処分の方法や、どういったところに頼めばいいのかというようなことにつきましては、さらに予防方法等につきましては、随時相談に応じていきたいというような形で考えているところでございます。

また、松くい虫による松枯れのメカニズムや予防方法、また処理方法といったことにつきましては、公園緑地課で管理しております緑の相談所で毎月開催されております園芸教室の講座の中にも、そういった内容を盛り込んでいきたいと考えております。

また、市民への啓発活動といたしまして、松くい虫に対する予防方法、それから駆除方法を市報等に掲載していきたいと考えているところでございます。

25番（岩男三男君） きちっとした市民への対応が得られるような対策を十分に考えてほしいと思います。

そうした中で、最近、京都議定書等も発効されてきて、CO₂とか緑を守る、こうした問題が大きくクローズアップされております。そうした中でも特にきょうの我が党の新聞にティッシュペーパーの使用ということに対して簡単な記事が出ておりましたけれども、1枚のティッシュペーパー、これが1枚必要なのに4枚、5枚と使用する。それはどういうことにつながるかというと、新しい紙を1トン生産するときに発生するCO₂の量は1.3トンです。一度使用済みになった古紙から紙を再生すると0.5トンで済みます。また1トンの紙を焼却すると1.8トンのCO₂が発生します。このように出ております。

さらに、「鶴の恩返し」という民話があります。鶴が織物を織るために自分の羽を1本ずつ抜いていく姿は、地球の緑の木を1本ずつ切っていく様子に似ています。1本ではありませんよね。4,000本近い樹木、大変です。昨日の「今日新聞」には、「豊かな海は森林から。漁業関係者が日出町で植樹」、このように出ております。

建設部長、資料をお渡ししていますから、その2段目の談話のところからちょっと読んでみてください。

建設部長（金澤 晋君） 昨日の「今日新聞」の中で別府湾の水産振興協議会、三ヶ尻正友会長でございますが、その会長が申しした中で、「漁業の原点である森をつくり、30年、50年先によかったと思えるように頑張っていきましょう」というような形であいさつされております。（発言する者あり）

それから、来賓の河野栄一県別荘速見地方振興局次長のコメントでございますが、「漁民がつくる森に、子供やボランティアの皆さんが参加してくれたことを、とてもうれしく思っております。特に今回は子供エコクラブの皆さんが、自分たちの活動の中で得たお金で買った苗木も含まれているとのことであります。ありがとうございます」というような形で祝辞を述べておられて、早速植樹が行われ、約4,000平方メートルの敷地内にケヤキ、ヤマザクラ、イロハモミジ、アラカシ、シラカシ、トチノキ、合わせて1,020本を植えておりますというような形で出ております。

25番（岩男三男君） 海を守ることは森林を守ることだ。その会長が当議会議場にもおられますけれども、日出町で1,000本近い植樹が行われた。市長、このゴルフ場を

伐採するときに休みますね。できたら、このときにあわせて漁業関係者の協力も得て苗木の贈呈も受けて植樹もしていただきたいと思いますのですが、本来なら答弁を求めたいところですが、それは執行部が考えることですが、特にこうした緑を守る、これは別府市の大事な温泉を守ることで、これは漁業関係者のみならず別府市民の――こうした際ですから――協力も得てクスノキとか、あるいはケヤキとか、こうしたものをあわせて植樹するような態勢までできれば協議をして進めてほしい。

最後に、こうした事態が二度と起きないように、別府市の緑を守るために執行部、しっかり対応をしていただきたいと思います、このことを要望して、質問を終わります。

24番(泉 武弘君) 市長専決処分、三役みずからが議会に要請していた6億円の貸し付けに対する説明が十分でなかった、だから減額したい、こういう議案が出ています。これは、そうではないのではないのでしょうか。もともと地方財政法の中で貸し付けに合致しないものを提案した、それが第1点。2点目には、公益性が極めて低い。このことに対する起債の充当の仕方、このことに法的問題があるということで議会は否決したわけです。そもそも提案してはならない議案を提案して、議会在総意で否決した、このことだと私は認識をしています。

これはこれで一つの責任の処し方として考えられるわけですが、市長、何か違っているのではないのでしょうか。あなた方は今、真にとらなければいけない責任は、273名の皆さん方からお預かりした400万円の預託金、これに対する返済見込みがない。この経営上の責任をどうとるのか、このことが問われているわけです。このことに対する市長、助役の責任、これはいつごろまでに明確にされるのか、このことから御答弁ください。

助役(大塚利男君) お答えいたします。

この預託金問題につきましては、11月18日の臨時株主総会の中でこれが審議されることになっておりますので、この議論、それを踏まえた上で判断してまいりたい、そのように考えております。

24番(泉 武弘君) 議長、今回3,000万円の松くい虫被害木の駆除に対する貸付金は、扇山ゴルフ場の経営問題としてリンクしているわけですね。今後この扇山のゴルフ場をどういうふうに残していくのか、経営再建なのか。ここらの問題もあわせて議論しないと、3,000万円の貸し付けそのものが本当に返ってくるのかどうか、こういう問題に発展します。この問題に少し入りますので、了解をいただきたいのですけれども、今回、この3,000万円の貸し付けというものが出ていますけれども、これは防除に幾ら支出するのか、駆除に幾ら支出するのか、予防に幾ら支出されるのか、そういうすみ分けはどのようになっているのか、まず説明してください。

農林水産課長(梅木 武君) この3,000万円につきましては、ほぼ駆除処理費用となっております。

24番(泉 武弘君) その駆除の仕方ですが、焼却、粉碎、薬剤、それから燻蒸という方法があるのです。その中でどれをとられるのですか。それから、この搬出先ですね。搬出先については、どこというような説明を受けているのですか。

農林水産課長(梅木 武君) 処理方法につきましては、粉碎処理、チップ化でございます。そして処理につきましては、大分市内の一般廃棄物処理許可施設で処理をすると聞いております。

24番(泉 武弘君) 今回のこの駆除に要する費用3,000万円だと言われましたけれども、この搬送費と伐採費との負担区分はどうなっているのですか。

農林水産課長(梅木 武君) 正確に積算しておりませんが、ぱっと見でフィフティー・フィフティーぐらいかなと。ぱっと見です。すみません。

24番(泉 武弘君) 財政課長、予算の編成に当たって特に重要な点を、この機会に

述べてください。

政策推進課長（徳部正憲君） 最少の経費で最大の効果を上げるということでございます。

24番（泉 武弘君） 予算の査定に当たっては、予算を編成する科学的な根拠、こういうものが求められているわけでしょう。今、農林水産課の課長が、「およそフィフティ・フィフティ」と。こんなばかげた答弁をした課長は、今までいません。今回の扇山ゴルフ場の経営問題についても、市長あなたにも同じことが言える。余りにもずさん。

もう一度お尋ねします。この駆除費用の中で切り倒しに要する費用が幾らなのか、それから搬送に要する費用が幾らなのか。チップ、粉碎に要する費用が幾らなのか。これを詳細に説明してください。

農林水産課長（梅木 武君） お答えいたします。

伐採経費につきましては約900万円、それから薬剤散布につきましては約200万円、それから運搬費につきましては約500万円、処理費につきましては約700万円、あとは諸経費等となっております。

24番（泉 武弘君） もうちょっと詳しくお尋ねしますけれども、900万円ということは、1本当たり幾らになるのですか。

農林水産課長（梅木 武君） この松くい虫の処理につきましては、本当たりではなくて体積といたしますか、立米でございまして、伐採とコース内運搬を含めると約7,000円となっております、立米当たり。

24番（泉 武弘君） 立米を本数で割ったら、1本当たりの単価が出てくるわけでしょう。1本幾らになるのですか。

農林水産課長（梅木 武君） 私どももほとんど立米単位で計算を行っておりますので、本当たりでは行っていませんので、今ちょっと電卓がないので……。 （発言する者あり）すみません。

24番（泉 武弘君） 後刻、報告してください。

市長、経営問題に入ると言ったのは、扇山のこの形状から見て、採草地と扇山ゴルフ場のクラブハウスの間に、向こうの川に鉄砲水を流し込む水路が実はあるわけです。それで今回この松くい虫被害の木を駆除するということになりますと、鉄砲水それから土砂崩れ等が当然懸念されるわけです。今回、松くい虫に侵された木の駆除と植栽というのは、一体化してやらなければいけない。この費用はどう考えているのですか。

総務部長（友永哲男君） お答えをいたします。

扇山の方と私ども、その伐採の後のアフターについてもちょっとお伺いをいたしました。そのアフターについてお伺いする中で、どういう木を後植栽していくのか、またどういう形をとるのかというのを、向こうの株式会社別府扇山ゴルフ場の方で今協議をされているというふうに私どもはお聞きをしております。

24番（泉 武弘君） 余りにも、会社としての体をなしていないというのかな、「今協議をしている」。切った後には、裸の山が出てくるわけでしょう。そこに職際をしなければいけないということは、もう当たり前のことでしょう。駆除、即植栽なのです。これが「今協議をしている」というような答弁で、議会が納得すると思いませんか。これは経営上の問題ですから、筆頭株主の市長が助役、どっちか答弁してください。

先ほど総務部長が、今回の松くい虫の異常発生の原因は、伐採した後の放置した状態にあると。この責任はだれがとるのですか。これを明確にしてください。だれの責任になるのですか。

助役（大塚利男君） 松くい虫の関係でございしますが、この松くい虫は扇山ゴルフ場の方で管理をしております。この管理責任が問われているところであろうかと思えます。し

たがいて、今回の松くい虫の被害の、これの除去につきましても、扇山ゴルフ場に責任があるという私どもの判断から、扇山ゴルフ場に貸付金として支援をし、それによって処分するという考えを持っております。

24番(泉 武弘君) 扇山ゴルフ場株式会社に管理責任があるということは、その役員構成をしている別府市にも当然あるということ、市長も助役もある。一番の責任者は、業務執行の社長平野さんである、このように私は考えるべきだと思いますけれども、この考え方は違っていますか。

助役(大塚利男君) この件につきましては、取締役会でも松くい虫の件については、その被害についての話がなされたところでございます。したがって、取締役全体でやはり責任があるかと思っておりますし、私も取締役であった一人としてこのことについて真摯に受けとめております。

24番(泉 武弘君) 取締役会に責任がある。商法上でいくと、取締役の責任は免れない。取締役の注意義務、これからいった場合に、今回の松くい虫に対する責任、これは取締役全員で負わなければいけない。そういうふうに法律はなっていないか。どうですか。

総務課参事(工藤将之君) お答えいたします。

今御指摘のように、取締役には善管注意義務等の責任がありますので、理屈上はあることは確かで、今回がそれに当たるかどうかは、ちょっと会社内部等で検討するのではないかと考えております。

24番(泉 武弘君) あなたのそういう法文解釈は、損害賠償請求事件、場外車券売り場のこういうものを惹起した、こういうふうに私は実は考えているわけです。取締役責任があるというふうに私は実は考える。なぜそれがあるといいますと、市長、こういうことなのです。先ほど総務部長が言いました、今回の松くい虫の飛散の最大の理由は、伐採した樹木を放置していた。これは取締役の注意義務なのです。平野社長は毎日出社するわけでしょう。松くい虫の松の葉が枯れていく、これはもう一見して確認できる。

実はこういう本が出ているなんて、私は全く知らなかったのですけれども、「マツ再生プロジェクトー大敵マツノザイセンチュウに挑む」、財団法人日本緑化センター。ここに出ている。この本の中で、松くい虫の被害の状況が拡散するさまを簡単に確認できるようになっている。去年からことしにかけて、一気に松枯れの状況が起きてきた。これは俗に言う予見不可能というものではないのです。現認できる、松が枯れていっている。この状態を今日まで放置した責任は、市長、助役、平野社長、議会から出ている取締役、それから一般取締役、全員にある。これは逃れられない。だから、今回の責任がある皆さん方が、この責任を負わなければいけない。

続けてお尋ねします。3,000万円貸し付けに対する償還の担保というのはどういうふうに考えているの、返還の担保。

総務部長(友永哲男君) お答えをいたします。

基本的には有利子とし、担保としてクラブハウスを担保といたしたいというふうには今のところ考えております。

24番(泉 武弘君) 部長、あなたが友永コンツェルンの会長として扇山に3,000万円貸し付ける。そのときに扇山のクラブハウスを担保提供したいといったら、納得しますか。扇山ゴルフ場のクラブハウスというものは、273名預託者が今後どうするかという問題と絡まっている。すでに農協に1億円の根抵当で担保設定しています。2番担保として、経営破綻状況にある担保設定をこのような自治体がするという事は考えられません。貸し付けるときには返還措置というものが確実に行われる、これが地方自治体のあり方というふうに考えますけれども、どうですか。

総務部長（友永哲男君） お答えをいたします。

今のところ私の方としては、担保物件としてはクラブハウスというふうにししか考えておりません。今のところクラブハウスということで、私の方は協定で担保いたしたいというふうに協議をしているところでございます。

24番（泉 武弘君） 私の基本的な考えを申し上げておきますけれども、この松くい虫飛散に対する措置は一日も早くやってほしい、こういう思いを持っています。だけれども、市民の皆さんの税金をこれに充当する場合には、必ずそこに金が返ってくるという担保設定というのが必要になります。皆さん方が出してきた扇山ゴルフ場の経営状況の今日という中で、会計士が「すでに倒産状態である」と、こういうふうに言っている。倒産状態のクラブハウスを貸し付ける金の担保にするとということは、これはあり得ません。あってはならない。

市長、あなたも助役も議会の取締役も、あなた方が補償すべき責任だとは思いませんか。なぜかといいますと、あなたは代表取締役会長という役職になられた。代表権を持っておられる。株主総会も取締役会も、あなたが思うような形で進めることもできた。その責任は免れないのです。私は、市民の血税を今回貸し付けるということは、このような緊急事態だからやむを得ないという部分もあるにせよ、それを返還する担保措置がなければ難しいと思う。

どうですか、今回この議案を取り下げたらどうですか。もう一回筆頭株主として扇山の取締役会に経営上の取締役責任において補償してほしいという、筆頭株主としての要請はしませんか。

助役（大塚利男君） お答えいたします。

先ほどから申し上げておりますように、この松くい虫の管理責任は扇山ゴルフ場にあるうかと思えます。また、この時期を失しますと、この松くい虫の被害拡大のおそれが十分ありますし、この貸し付けについても会社と十分協議した結果、このような形で提案をさせていただきましたので、御理解のほどをお願いいたします。

24番（泉 武弘君） あなたの話を聞いていると、何かよそ事ということがあある、他人事。扇山ゴルフ場と十分協議した。あなたは、取締役としての責任があったのでしょうか。今問われているのは、あなた方の責任が問われている、他人事のようなことを言っているけれども。取締役として日常の業務の中で、忠実義務が商法で課せられているわけでしょう。そのことが全うできなくて、今の3,000万円貸し付けの要請になったのでしょうか。扇山ゴルフ場というのは、あなたたちそのものなのです。考え違いしないでください。ということは、取締役の皆さん方が今回の補償するという協議はあったのですか、ないのですか。

助役（大塚利男君） 松くい虫の処分について、これの責任、補償についての御質問でございますが、補償する、しないということについては、協議はいたしておりません。ただ、役員会の中で松くい虫の処理についての考え方は皆さんにお話しし御了承を得た、そのように聞いております。

24番（泉 武弘君） ちょっと話を整理しますと、助役、扇山ゴルフ場の責任ということあなたに言われましたね、答弁された。その筆頭株主は別府市なのです。ここは間違いありませんね。そして、22日の取締役会前は、お二方とも取締役でしょう。そして、9月議会の中で、全員協議会で岩男議員が指摘をされた。その時点まで皆さんは責任者なのです。扇山ゴルフ場というのは、あなた方なのだ。違いますか。法的に見たら、そうなるでしょう。筆頭株主であり取締役。あなた方が「扇山ゴルフ場」という言葉を使うのは、あなた方の責任。あなた方が「3,000万円貸し付けてくれ」と言ったら、当然あなた方が補償しなければ、市民は納得しませんよ。

私は、市民の税金を使う以上は扇山ゴルフ場の取締役会が、取締役の皆さんが、旧・新を問わずこの松くい虫異常発生時にいた取締役全員が補償すべきである、それ以外にはこの3,000万円貸し付けについては反対するものです。

そこで市長、一番肝心なことをお聞きしたいのだけれども、その業務執行の社長である平野さんの時代にこれは発生したわけでしょう、社長。この3,000万円貸し付け要請の原因を看過してきた平野さんが社長として、本当にあなたは適任だというふうにお考えですか。明確に答弁してください。

助役（大塚利男君） お答えいたします。

現社長は、今までも経営改善に取り組んで自主再建を目指して来たところでございます。そのような経緯から、引き続いて今後も自主再建に向けて現社長でお願いしたい、そのように考えております。

24番（泉 武弘君） 「自主再建」という言葉を使われましたけれども、今の平野さんがおやりになったことというのは、常勤職員の削減でしょう。違うのですか。経営改善というのは、固定経費の削減等、入りの部門の施設利用者をふやすという二つあるわけでしょう。違うのですか、助役。経費削減の大なたを振るえといたら、だれでもできる。問題は、入り込み者、利用者の増加をどう図るか。経営改善をやった。入り込み客はどうなっているのですか。言ってください、平野さんが就任してから。

助役（大塚利男君） お答えいたします。

確かに議員の御指摘のとおり、経営改善の中には費用の削減、そしてまた収入の増収を図ることが上げられているわけでございますが、以前から扇山では経営改善委員会というものをつくって、赤字状態が続いたものですから、そういった中から答申を受けております。まず一番に人件費の削減、それが強く要望されて、平野社長就任以来まず歳出の削減から取り組んだところでございます。今後の自主再建に向けては、歳入、営業活動を活発にし、歳入の増収を図っていききたいということも先日の役員会の中で説明がございまして、こういったのを今後歳入の増収を図っていくということを、私どもも扇山の自主再建を図っていくには絶対不可欠である、そのように思っております。

24番（泉 武弘君） きょう、別府の森ゴルフ場に視察研修に行きました。月曜日というのにすごい利用者。片方、扇山ゴルフ場。何組いましたか、きょう――ごめんなさい、先週の日曜日。どのくらいいましたか。

さらに言いかえますと、平野さんは利用者に会ってもあいさつしないんだ。あなた方は、それで経営者が務まると思いますか。平野さんが経営改善をした。業務執行の社長が利用者にあいさつをしないようなところで、経営が成り立つと思いますか。それよりも一番の問題は、預託者全員ではありませんけれども、私がお話をお伺いした限り、預託者の皆さんは平野さんを信用してない。平野さんでは、経営の再建ができないという考えを持っています。それをあえて平野さんでいくというのは、どこなのですか。何が、あなた方をそうさせるのですか。利用者増も図ってない。もう一つは、今回上がっている3,000万円の松の駆除費用、この費用要請をさせるに至った原因を平野さんは問われても仕方ない社長でしょう。その人になぜ経営再建ができるのですか。できるという根拠を示してください。

助役（大塚利男君） 先ほどもお答えしましたように、今までも経営改善に取り組んで成果を上げているわけでございます。今後につきましても、平野社長の自主再建案ということが出てきますので、こういったものを十分勘案し、平野社長の今までの経緯を踏まえて現社長にお願いしたい、そのように考えております。

24番（泉 武弘君） 私は、平野さんを交代させるべきである、こういう強い信念を持っています。債権者の同意もなく自主再建。債権者が同意しなかったら、どうするので

すか。273名、11億円の預託者、いわゆる債権者がいるのでしょうか。債権者の多くは、「平野さんでは難しい」と言っている。それをあえて、今の助役答弁は「平野さんがいい」ということであれば、平野さんで再建できないときの責任というのは、あなた方は職を辞してでもやるのですか。そこを明確にしてください。

議長（永井 正君） 24番議員、きょうは議案質疑の日ですので、その範囲内、それに沿った範囲内の質問でお願いをいたします。

24番（泉 武弘君） 議長、おことわりしておきますけれども、今回貸し付ける3,000万円は公金です。公金が返ってくるかどうかというのは経営上の問題です。当然それは今後の経営がどうなるかということはこの機会に聞いておかないと、すでに代表取締役も別府市はやめています。助役が取締役をやめています。そして、なおかつ平野さんは、新聞報道で別府市が代表取締役で就任されることはない、いわゆる別府市筆頭株主を越えた発言もしている。それでは、3,000万円貸し付けて、議長は返ってくるという保障はどこに求めますか。

議長（永井 正君） 私は、今……

24番（泉 武弘君） 税金を貸し付けるわけですから、そこまでお聞きしておかないと、返金の問題があるでしょう。もうちょっと時間をください。

議長（永井 正君） 私は、議案質疑から外れていると思いますので、お願いいたします。

24番（泉 武弘君） あなたは、僕の質問でどこが議案質疑と違うのか、そのところを指摘してください。今回3,000万円貸し付けます。3,000万円貸し付けて、扇山ゴルフ場はすでに倒産状態という会計士の分析表が出ています。それでは、扇山ゴルフ場が指摘されたように倒産に入ったときの3,000万円は、だれが返すのですか。倒産した会社のクラブハウスを担保設定したとして何の価値がある。そこをどうするのか、答弁してください。

助役（大塚利男君） お答えします。

この扇山の問題につきましては、9月22日、取締役会を開きまして、存続か、また民事再生か倒産か、そういった議論がなされたところでございます。そういった中で役員総意の中で存続、自主再建をとということが打ち出されたわけでございます。その中で平野社長の案により自主再建を図るということが出てきたわけでございますので、私ども、この自主再建案を信じていきたい、そのように思っているところでございます。

24番（泉 武弘君） ということは、平野さんを社長として経営を続けていく中でこの3,000万円は償還するというふうに、皆さん方は確信を持っておられるということですね。それでは、くどいようですが、私は平野さんを交代させるべきだという信念を持っている、こう言いました。もしこの3,000万円が焦げついた場合には、職を辞してでもあなた方は責任をとるといふふうに考えていいのですか。

助役（大塚利男君） お答えいたします。

仮定的な御質問につきましては、お答えを差し控えさせていただきます。

24番（泉 武弘君） 3,000万円を貸し付けるのは仮定ではない、現実なのです。3,000万円貸し付けるのは、現実に貸し付ける。そこで、担保としては扇山ゴルフ場クラブハウスを考えていますという。これは仮定ではない。貸し付けたら返ってこなければいけない、税金ですから。仮定ではないでしょう。あなた方は平野さんがいい。3,000万円やクラブハウスへ担保設定能力がある、だから回収できるとしている。私はそれは難しいと、こう言う。その見解が違っている。今、やってみなければわからんと言いました。やってみなければわからんで、税金なんか貸せませんよ。当然ながら、今日の事態を招来した取締役の皆さんが責任を負うべきなのです。このことだけ強く申し上げてお

きます。

それから市長、私はもう本当に最近こんな談話でいいのかなと思うような談話が出ている。あなたは、こう言ったのですね。扇山問題は、私はますます混迷してくるというふうにこの前は言いましたけれども、あなたのこういう姿勢にあらわれている。これをあなたに申し上げて、もう1点だけ質問をさせてもらいます。

22日の取締役会の後、あなたが報道関係者に次のような談話を出しています。「市がゴルフ場の経営から手を引くことで、再建への希望が出てきた。市の責任は十分果たしたと思う。市ができることは、これ以上何もない」、こう言ったのですね。その後最近出したのでは、こういうのがある。「自主再建を進めるに当たり、51%出資している別府市として、できる限りの協力と支援を可能な範囲において、議会と相談しながら検討していく」と述べている。さらに、「51%の株主として当然責任がある」と、こう言っている。もう完全に理論矛盾を起こしているのですね。もう別府市にできることは何もない。だから自主再建、平野さんが言ったのがベストだ、こう言っている。これはもう完全に理論矛盾を起こしている。いわゆる預託者は、どういうふうにあなたを信じていいかわからない。やはり51%の筆頭株主として、今回の3,000万円貸し付けが本当に市に返ってくるということをあなたが信じているのかどうか。信じているとするならば、その根拠を教えてください。

市長（浜田 博君） お答えいたします。

先ほど来、いろんな優柔不断という問題ですか、首尾一貫してないような問題が出ていますが、私は、22日の時点で議会の議決を踏まえて、無から出発をして、取締役会で私は存続をしたい、自主再生をしたい、もう倒産しかないのかなという中で、全取締役会と意見交換を真剣にやりました。その中で提案が出たわけで、そのときには最上の方策しかないというお思いで提案をしてきた。そしてまた、9月議会ですべて議論をいただいております結果も踏まえまして、自主再建をしたい、扇山ゴルフ場の存続を図りたい、この一心の中で現時点での私は最良の方法だと思っていますから、前回と変わったとか全面的に変更したとかという思いではございませんし、何も私は矛盾はないというふうに感じております。

ただ、今の3,000万円の補償の問題とか、具体的に証拠を出せと言われても、これは本当に、悪く言えばやってみなくてはわかりませんが、信じています。とにかく今の社長を、こういう倒産状態の中から何とかしてほしいと私はお願いをし、ここまで努力をいただいていた。しかし、倒産するよりも何とか自主再生がまだないのか。次から次へいろんな形で公金をやっぱり投ずるべきではない。しかし、373名ですか、預託者の皆さんに……（発言する者あり）273名――ごめんなさい――の預託者の皆さんもやはり扇山ゴルフ場のためを思って預託をしていただいたという思いから、この人たちの価値をゼロにするわけにいかない。何とか自主再生をする方法でその人たちにも還元をしていく方法ができないのかという思いの中で今日に至っていると信じていますから、私は一貫して自主再生したい、まだ倒産は最後の最後だという思いで貫いているつもりですから、一貫して私の信念は変わってないということをお理解いただきたいと思っております。

議長（永井 正君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第109号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（永井 正君） 起立多数であります。

よって、本件は可決されました。

次に、議第110号については、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（永井 正君） 起立多数であります。

よって、本件は承認されました。

次に、議第111号については、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（永井 正君） 起立多数であります。

よって、本件は承認されました。

以上で、議事のすべてを終了いたしました。

お諮りいたします。

以上で平成17年第1回別府市議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で平成17年第1回別府市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時21分 閉会